

平成18年第4回豊後高田市議会定例会会議録(第3号)

議事日程〔第3号〕

12月20日(水曜日)午前10時 開議

開議宣告

日程第1 第81号議案から第84号議案まで及び第86号議案から第93号議案まで、第7号報告並びに請願第1号について委員長報告
(質疑・討論・表決)

日程第2 議案第2号及び議案第3号上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

31番	酒井	貞生			
32番	堂園	慶吾			
34番	南浴	利雄			
35番	徳永	浄			
36番	益戸	政吉			
37番	野上	一郎			
38番	井ノ口	政之			
39番	木村	修一			
40番	大石	忠昭			
41番	岩本	武			

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

欠席議員(3名)

25番	井上	優			
33番	成重	昌臣			
42番	瀬口	孫次			

出席議員(38名)

1番	成重	博文			
2番	安達	隆			
3番	尾上	真一			
4番	野田	大二			
5番	岡部	心介			
6番	山田	秀夫			
7番	松本	博彰			
8番	中山田	健晴			
9番	河野	徳久			
10番	明石	光子			
11番	村上	和人			
12番	吉高	彰生			
13番	安長	袈裟雄			
14番	小野	國廣			
15番	鷺海	政幸			
16番	近藤	安夫			
17番	後藤	龍太郎			
18番	安東	正洋			
19番	北崎	安行			
20番	川原	直記			
21番	河野	正春			
22番	山本	博文			
23番	進藤	国臣			
24番	近藤	今朝則			
26番	菅	健雄			
28番	近藤	準三郎			
29番	後藤	等			
30番	相部	法生			

職務のため議場に出席した事務局職員の

職氏名

事務局 長	増田 正義
議事 係 長	清水 栄二
書 記	安藤 雅俊
書 記	近藤 浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永松 博文
助 役	都甲 昌叡
参事兼総務課長	鴛海 豊
参事兼真玉市民センター長	青野 素久
参事兼香々地市民センター長	佐藤 良雄
プロジェクト推進課長	中嶋 栄治
企画財政課長	野村 信隆
税務課長	河野 清一
福祉事務所長	大園 栄治
保険年金課長	小野 俊久
環境課長	水江 義和
商工観光課長	桑原 茂彦
農林振興課長	北崎 順一
建設課長	奥田 秀穂
総務・法規係長	久保 健一
秘書広報係長	小野 政文

12月20日

教育庁

教育長 都 甲 桂 一
総務課長 安 東 洋 義

○議長(菅 健雄君) 皆さんおはようございます。

開議前ですが、議員各位にお知らせします。

請願文書表について、一部誤りがありました。お手元に配付しました正誤表のとおりです。ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、大石議員に申し上げます。

先日、議会運営委員長より、『みんなの高田』掲載文について、本市議会先例集に基づく意見書案の取扱に係る問題について、文書にて申し入れがありました。議会運営委員会は、先例集に基づき意見書の取り扱いを行っており、『みんなの高田』の掲載文は、市民に誤解を招く恐れがあり、議長としてもこのように判断しましたので、今後このようなことのないように注意します。

○40番(大石忠昭君) 議長、議事進行について。

○議長(菅 健雄君) 大石議員に申し上げます。

議長として、先程のように判断しましたので、議事を進めます。

○40番(大石忠昭君) 議事進行が優先じゃないんですか。

○議長(菅 健雄君) 日程第1、

○40番(大石忠昭君) 議長、議事進行の発言優先するんじゃないんですか。判断したというけど、私があなたに聞く権利あるでしょう。

○議長(菅 健雄君) いや、これは議事じゃないので、議事を、あのう、

○40番(大石忠昭君) 冗談じゃないよ、議長、

○議長(菅 健雄君) 議事を進めます。

○40番(大石忠昭君) 議事進行が優先じゃないんですか、どんな議事進行についても、どんな意見かと聞いてないじゃないですか。いま、あなたのね、あなたのいまのね、報告ではね、誤りがあるんじゃないですか。私が昨日コピーもらったけれども、議長宛に出されてる文書というのは、議会運営委員長名じゃないじゃないですか。あなたいま、議会運営委員長名と言ったでしょうが、違うじゃないんですか。

○議長(菅 健雄君) 大石議員に申し上げます。

先程申したとおりでございますので、議事を進めます。

日程第1、

○40番(大石忠昭君) 違ったら責任とりきりますか。私コピーもらってるけど、議会運営委員長名じゃないじゃないですか。私は問い合わせた

じゃないですか。議会運営委員会で審議した結果ですかと。いまのあなたの報告は違うから、私が問題にしてるんですよ。

○議長(菅 健雄君) 静粛に願います。議事を進めます。

日程第1、第81号議案から第84号議案まで及び第86号議案から第93号議案まで、第7号報告並びに請願第1号を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長川原直記君。

○総務委員長(川原直記君) おはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る12月14日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案7件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第81号議案、平成18年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)の内、本委員会に付託された部分ですが、今回の補正は、歳入、歳出それぞれ、2億3,844万4,000円の増額補正です。その主なものは、一般職職員の退職及び人事異動に伴う給与費等の調整、平成17年度の国庫支出金等の精算に伴う償還費、健康保険法等の一部改正による後期高齢者医療制度の創設に伴う広域連合の設置に要する経費等を計上していません。

まず、歳入については、

17款繰入金

これは、国庫支出金精算償還金で、国の家畜導入事業廃止に伴い、旧真玉町より引き継いだ、家畜導入事業基金を取り崩すものです。

18款繰越金

これは、補正財源を補うため、平成17年度繰越金の留保分を予算化したものです。

次に、歳出については、

1款議会費、2款総務費及び9款消防費については、一般職職員の退職及び人事異動等に伴う給与費等の調整を行うものです。

以上審査の結果、第81号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第87号議案、「豊後高田市個人情報保護条例の一部改正について」は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨に沿って、個人情報の適正な取扱いを図るため、職員等に対する罰則規定を設けるためのものです。

第88号議案、「豊後高田市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、豊後高田市特別職報酬等審議会の答申を勘案し、市議会議員の報酬月額について、改定するものです。

第89号議案、「豊後高田市常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び豊後高田市教

育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、常勤特別職等の退職手当の算定に用いる在職月数の規定を実態に合わせた表現に改めたいので所要の規定の整備を行うものです。

第90号議案、「豊後高田市職員の給与に関する条例の一部改正については、国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、扶養手当における3人目以降の子等の手当を改定するものです。

第91号議案、「豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第93号議案、「豊後高田市職員の退職手当に関する条例の全部改正については、国家公務員の退職手当法の改正に準じ、退職手当制度の構造の見直し等を行うため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第87号議案から第91号議案まで及び第93号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（菅 健雄君） 社会文教委員長進藤国臣君。

○社会文教委員長（進藤国臣君） おはようございます。社会文教委員長報告をいたします。

去る12月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件及び報告1件並びに請願1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第81号議案、平成18年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正です。その内容としては、

2 款総務費 1 項総務管理費 1 3 目諸費
2 3 節償還金

これは、福祉関係補助事業の次年度精算に係る国、県支出金への償還金です。

3 款民生費 1 項社会福祉費 7 目老人福祉費 1 9 節負担金

これは、本年度県下18市町村共同で後期高齢者医療制度に取り組む総経費に係る本市分の負担金で、負担割合は、均等割10パーセント、高齢者人口割4.5パーセント、人口割4.5パーセントです。

その他3款民生費、4款衛生費及び10款教育費については、人事異動に伴う給与費等の調整を行うものです。

審査の結果、第81号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全

員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第86号議案、「大分県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議については、健康保険法等の一部改正による後期高齢者医療制度の創設に伴い、大分県内の全市町村が加入する大分県後期高齢者医療広域連合を設置することについて、関係市町村と協議を行いたいので、議決を求めるものです。

審査の中で、委員から、広域連合議員の選挙は2月中に行うのか。経過措置はなくていいのか。

また、共通経費の均等割は、総経費の10パーセントのさらに18分の1になるのか。という質疑が出され、執行部から次のような説明がありました。

広域連合を本年度末までに設置しなければならないということで、協議をするなかで、2月予定の本市と九重町の議員選挙を考慮し、2月1日に広域連合を設立し、第1回の広域連合議会を3月末に計画している。各市町村の第1回定例会が終了後直ちに実施するよう申し合わせている。新しい議員体制ができてから、広域連合議員を選出してもらう予定である。

共通経費の均等割は、総経費の10パーセントをそれぞれ18市町村で負担し、残りを高齢者の人口割と人口割で負担する。

以上の説明がありました。

また、他の委員から、後期高齢者医療制度が導入されることで、市民の75歳以上の対象者への影響について質疑が出され、執行部から次のような説明がありました。

厚生労働省から示された全国的な単一的なものはあるが、具体的な額の算出根拠はまだ示されていないので、本市の実態が今後どうなるか現時点ではわかりかねるとの説明がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

以上、第86号議案については、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

第92号議案、「豊後高田市健康交流センター花いろ条例の一部改正については、健康交流センター花いろに指定管理者制度を導入するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で、委員から、温泉棟はすでに業務を委託しているのではないかと。指定管理者は、どの団体を予定しているのか。経費の軽減分の試算はできているのか。について質疑が出され、執行部から次のような説明がありました。

温泉棟は、清掃業務と券売機の発券、清掃管理を含めメンテナンスを委託している。指定管理者については、議案が可決されれば、指定管理者選定委員会で協議することとなる。また、経費の軽減分の試算については、指定管理者制度導入によ

12月20日

り、年間280万から290万円の軽減見込みであるとの説明がありました。

審査の結果、第92号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号報告、「豊後高田市手数料徴収条例の一部改正について」は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、手数料徴収に係る別表の規定の整備について、専決処分したものです。

以上審査の結果、第7号報告については、提案の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、請願第1号「国保・介護保険の保険料・利用料減免制度の創設と拡充を求める請願書」についてです。

本請願の趣旨は、

1、国保税、介護保険料の減免制度及び利用料の減免制度がない自治体はつくってほしい。

2、減免制度をつくっている自治体は内容を拡充してほしい。

以上2点について請願するものであります。

本請願の審査としては、紹介議員から本請願の内容の説明及び執行部から本市の状況の説明を受け、それぞれに委員から質疑がなされたところです。

引き続き、審査に入り、委員から次のような意見が出されております。

1、現在、本市は行財政改革期間中であり、特別会計へ一般財源から繰り入れするのは難しいのではないかと。

2、国の制度の運用ならともかく、独自で拡充するのは、すぐ答えがでるような問題ではない。

各委員より、審査を終え、決を採るべきとの発言があり、審査を終結しました。

さらに、継続審査とすることは、方法としては可能であります。私たち議員の任期等を考えたとき、結論を先送りすべきではないと判断したものです。

なお、本件については、採択することに反対の討論がありました。

以上、請願第1号については、採決の結果、請願採択に賛成者少数にて、不採択とすべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(菅 健雄君) 産業建設委員長鴛海政幸君。

○産業建設委員長(鴛海政幸君) 皆さんおはようございます。産業建設委員長報告をいたします。

去る12月18日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第81号議案、平成18年度豊後高田市一般会

計補正予算(第2号)の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出の内容としては、

2款総務費 1項総務管理費 13目諸費
23節償還金の内、家畜導入事業基金分として、
475万4,000円の補正です。

これは、旧真玉町より引き継いだもので、平成17年度に国庫の貸付が廃止になったため、国庫分を返還するものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 4目環境衛生費 28節繰出金

これは、職員の人事異動に伴う給与費等の調整を行うため、簡易水道事業特別会計へ繰り出しを行うものです。

6款農林水産業費及び7款商工費については、一般職職員の人事異動に伴う給与費等の調整を行うものです。

8款土木費については、特定環境保全公共下水道事業の一部供用開始に伴う電算システムの導入等により、特別会計への繰り出し及び一般職職員の人事異動に伴う給与費等の調整を行うものです。

次に、債務負担行為の補正は、農業経営基盤強化資金に係る利子補給補助金について措置するものです。

以上審査の結果、第81号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第82号議案、「平成18年度豊後高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、一般職職員の人事異動に伴う給与費等の調整を行うものです。財源は、一般会計繰入金により措置します。

第83号議案、「平成18年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、一般職職員の人事異動に伴う給与費等の調整を行うものです。財源は、一般会計繰入金により措置します。

第84号議案、「平成18年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、特定環境保全公共下水道事業の一部供用開始に伴う電算システムの導入経費及び下水道整備緊急促進事業費交付金の増額に伴う基金積立を行うものです。

その他、職員の人事異動に伴う給与費等の調整を行うものです。

以上審査の結果、第82号議案から第84号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(菅 健雄君) 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。社会文教委員長に質疑をいたします。

先程の委員長報告では、請願第1号については、不採択になったという報告でありました。その中で、1つは、市が、いま、行政改革の実施中であるので、一般財源からの特別会計への繰り出しが困難であるとそういう趣旨だったと思うんです。

実は、私がこの請願の紹介議員になっておりますけれども、この請願の趣旨というのは、文書の中に、一般財源から特別会計に繰り入れてほしいなどという文言は全くありません。県下の国民健康保険税の減免措置をしてる実施自治体を調査してみましても、一般財源からその分を持ち出すという方法ではありません。宇佐の要綱も今朝ファックスで取り入れましたけれども、それぞれ要綱を設置をして実施しておりますから、これは市長がやる気があればいつでもできます。

それから、介護保険の保険料の減免についても、県下の状況、全国自治体の40何パーセントの自治体で実施をしておりますけれども、現在は私は調べておりませんが、過去のこの合併前の状況からみましたら、それぞれ独自減免を実施してるわけでありまして。

よって、審議の過程で、ただ行革との関係で一般財源から特別会計の繰り出しが難しいなどという判断というのはね、判断があまりにも慎重欠いてるんじゃないかと思うんですけれども、その辺どういような判断をされたのかね。

ついでに言っときますけれども、私が出席してる間に、私に対する質疑がありましたので、私は明確に答えたいつもりですが、そのあと、課長にも参考までに意見を求めましたけれども、課長の答弁は、何か豊後高田では、私の答弁と違って、それぞれ減免制度があるかのような答弁をしました。これは、全国どこでもある制度であって、請願の趣旨というのはそうじゃないんです。市独自の減免制度を作ってもらいたいということでありますので、委員がどう理解されたのかわかりませんが、反対討論があったようですので、どのような、2名からあったそうですので、1名はどのような討論、もう1名はどのような討論であったのか、説明をしていただきたいと思っております。

○議長(菅 健雄君) 社会文教委員長進藤国臣君。

○社会文教委員長(進藤国臣君) 大石議員の質問にお答えします。

大石議員は、終始傍聴されましたので、ほぼ内容は知っての上でのご質問かと思っておりますが、まず、これは、先程言われたその、一般財源からじゃな

い、委員からそういう意見があったということですので、それで、最終的に判断、各委員、皆が判断したのは、もう我々の任期はあと2ヶ月である。この問題を決を採っても、我々は責任を負えない。全員はね。もう全員分解散ですから、そういうこともここに報告先程しましたが、それが一番の決め手で、不採択としたわけでありまして。

それから、反対が2名と言われましたが、1名です。1名の反対がありました。これは、後期高齢者医療等でも金が、20年から始まるわけですが、3,100円ぐらいは月上がると。年間3万7,200円になりますかね、そういうのが出るというようなことで意見がありました。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) いま答弁がありましたけれども、私の質問に答えたものではないと思うんですけれども、もう一度質問をしますので、かみ合った形で答弁をお願いしたいと思うんです。

で、いま、決め手になったのは云々と言ったけれども、私は決め手になったことを聞いたんじゃないんですね。決め手になったというのなら、ちゃんとその、こういう討論があって、こういうこと、こうこうこういうことで不採択になりましたというのならわかりますわね。私は決め手がなんであったかということ聞いたんじゃないんです。

聞いているのは、委員長の報告の中で、一般財源から持ち出しすることは厳しいと言われたからね、この請願の趣旨というのは、一般財源から持ち出してくれという趣旨じゃないじゃないですか。県内の減免制度を実施してるところでも、一般財源から持ち出して減免制度をやってるんじゃないんですよ。だから、そういう理解で審査をして不採択というのなら、請願の趣旨と違う形でね、不採択したことにならんですかということ言ってるんですよ。だからその辺は、どういう理解で審査をしたのかということ聞いているわけね。審査の内容を聞いているわけです。

もう1つは、何か反対が1人でしてということで、数字まであげてやりましたけれども、それは、また広域連合とごっちゃ混ぜの答弁じゃないんですか。私は広域連合のことについては、質問しておりません。委員長の報告の中で、反対討論がありましたというようにありましたのでね、私は事務局から聞いたのは、反対討論を2人したと、なんとなんの、なんのなにがしの議員というふうに聞いてますよ。だから、あなたは、いま、反対討論がありましたよと委員長報告があったのでね、質疑の内容については、一部分紹介があったわけですよ。反対討論の中身については、説明がなかったでしょう。だから私は聞いているんです。

それから、なにか終始傍聴しておったのでわか

った上で質問しとるんじゃないかという、私わかったこと全然質問してないですよ。私は、意見が、質疑があれば、ちゃんと答えたつもりですよ。執行部に対しても、質疑を求めて答弁があったあとは、もうこれよりほかにありませんか、ないことなってるね、あとは休憩ですと。休憩中ですから、あなた出てくださいということで退席させられたんですよ。そのあとの審議については、私は全く分かってないですよ。事務局から聞いたら、2人の議員が反対討論をしたというのだけわかったんですよ。中身わからないんですよ。

委員長報告の中でも、それはなかったじゃないですか。だから、私はその反対討論はどういう趣旨だったのか。決め手になったか、決め手でもいいんですよ。なんでもその事実を、事実について報告してもらいたいんですよ。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 社会文教委員長進藤国臣君。

(○40番(大石忠昭君) おかしいやないな、反対討論の内容言いきらんちゅうのは。)

○社会文教委員長(進藤国臣君) 請願の採択の反対は、先程の1名というのは訂正します。2名です。請願の採択の反対討論がありました。

その主な内容は、先程も説明しましたが、その先例集で、まあ任期が終わる、自分たちの任期全うの間に実現できないものは、もうそういうのが例とすると、これは規則でもなんでもありませんけど、そういうのを反対者が申しました。

先例集81ページの6にね、請願は速やかに審査し、結論を出すものとする。採択するにあたっては、願意が妥当で、それなりの実現の可能性の高いもの、少なくとも議員任期中に実現が図られるものとあります。これで、とても任期中に実現は図れないというようなことが、この反対討論の主な内容でありました。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 社会文教委員長進藤国臣君、質問の分で、もう1件なんか答弁漏れがあるそうですので。

○社会文教委員長(進藤国臣君) すいません。もう一度お願いします。

質問をもう一度お願いします。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君、質問を社会文教委員長が理解できてないのでね、もう一度もう1件の分についてお願いします。

○40番(大石忠昭君) 私はもう2回したつもりなんですけども、3回目でもっとわかりやすく質問しますとね、私は委員長報告に対する質問をしてるんで、委員長の報告の中でね、意見として一般財源からの持ち出しが困難という趣旨の発言があったとね。それが1つの理由で、だから、あとに続くんならば、我々の任期中の実現困難と

いうことにつながったというふうに思えるんですよ。しかし、県下の状況を見ても、特にこの種の減免制度で、国保税、介護保険料の減免制度で、特別に一般財源から持ち出すという方法を取ってないですよ。そのことは、請願の趣旨に全然入ってないじゃないですか。請願趣旨にそれが入っておるならね、それができないから、いや問題だとか、反対だとか言うんなら理由がわかるんですけどね、入ってないのにな、そういうことを持ち出して、そのことを理由で、その不採択の基準に、その根拠にしてくというの、ちょっと理解が不十分ではないかと思うんですけど、その辺どうだったんですかということ聞いてるんです。

○議長(菅 健雄君) 社会文教委員長進藤国臣君。

○社会文教委員長(進藤国臣君) 大石議員の質問に答えます。

私が先程申しましたのは、審査に入って委員から次のような意見が出されたと申し上げたんです。つまり、委員から、本市行財政改革であり、特別会計、一般財源から繰り入れるのは難しいのではないかというような委員から意見があったと、というような意見をここに参考に書いただけです。そして、これの不採択の決め手は、先程申しましたように、これは先例集にもあるし、我々の任期中には結論は出せないと、こういうことから決断したわけでありまして。決断私がしたんではありませんよ。委員の皆さんが採決で決まったわけでありまして。ですから、先程来、一般財源云々、これは、こういうこと言った委員もおったという、参考に皆さんにご報告したわけでありまして。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) じゃもう一度で質問終わりますが、最初、反対討論が1人であったけれども、それは訂正して2人であったと言われたんですけども、で、その内容については、その任期中云々という論でね、先例集を持ち出してきたんですけども、2人とも同じような趣旨の反対討論をやったんですか。いままでのあまり例のないことですからね、それくらいのことを2人連れしてやるというのはね、珍しいことなんで、それぞれ反対の討論の理由が違っておればね、まだ別に理由があるんならば、理由を述べて、どうだったのか説明してほしい。それが1つね。

それから、実現できるかどうかなどというのは、何が根拠かという問題なんです。で、これは、この種の減免制度については、議会で条例市長から提案されるときか、あるいは議員が提案をして議決する事項ではなくて、すでに豊後高田市でも行政改革中と言いながら、心身障がい者の自立支援法なんです。助成については、要綱を作って実施

をしてるわけですね。だから、要綱を作ればできるわけですから、そういうとこまでね、踏み込んで議論をしてないんじゃないかと思うんです。そこまで議論したんですか。

実現できるかできないかなどというのはね、それは、執行部がやることなんですよ。

(「いい加減にしないよ」の声あり)

いい加減にしますよ。

○議長(菅 健雄君) 大石議員に申し上げます。

○40番(大石忠昭君) はい、いや、質疑終わりましたよ。終わりました。終わったのに何かあるんですか。質問終わりましたら答弁させてください。議長としては。

○議長(菅 健雄君) 大石議員に、

○40番(大石忠昭君) 議長は答弁させてください。

○議長(菅 健雄君) 大石議員の質問は、質問の限度を超してると思いますので、

(「質疑の限度」の声あり)

○議長(菅 健雄君) 質疑の限度を超してると思いますので、今後気をつけてください。

○40番(大石忠昭君) ちょっと待ってください。そんなん言うんならね、どの辺が超えとると言うんですか。むしろね、答弁がまともでないことのほうが問題でしょう。だから、2人のね、反対の答弁があったというんならば、1人はこれだけ、もう1人はこういう意見と。それでも、2人とも同じ意見なら同じ意見というのが、聞くのが、なんが超えてますか、それが。当然の質問ですよ。

○議長(菅 健雄君) そういう、そのように判断しましたので。

○40番(大石忠昭君) 当然の質問ですよ。それは。

○議長(菅 健雄君) 社会文教委員長進藤国臣君。

○社会文教委員長(進藤国臣君) 限度を超えておってもね、大石議員の熱心さのあまりだということでお答えをいたします。

1人の議員と、

○40番(大石忠昭君) えっ。

○社会文教委員長(進藤国臣君) いえいえ、お答えしてるわけです。1人の議員と、もう1人の議員も前議員に同感ですということを示しました。同感ですという、だから同じ意見だということですね。

まあ、それと、先程委員長報告で申したように、ここに書いてるとおりのね、継続審査なんていうことはだめだということでの意見もございました。

以上で終わります。

○議長(菅 健雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) おはようございます。5番議員の岡部心介です。

私は86号議案、大分県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について反対討論を行います。

この制度は、75歳以上の後期高齢者を国保や組合健保から脱退させ、新たに後期高齢者だけの独立保険制度を作り、その運営を都道府県単位の広域連合で運営をするというものであります。本市では、現在、国保4,046名、社会保険1,052名の加入者を合わせて、総数で5,098名が該当すると見込まれておりますが、この制度では、これまで家族に扶養されていて、これまで保険料が無料だった人も含め、すべての後期高齢者の年金、月額受給者1万5,000円以上の受給者を対象に天引きをされるようになります。これまで無料だった扶養者の負担の年額は、今後、緩和措置のある2年間だけは、1万8,000円、3年目からは、3万7,200円もの負担を強いられることになり、後期高齢者の全体平均では、約7万円もの負担になると見込まれております。

また、これまで後期高齢者が保険料を滞納した場合には、障がい者や被爆者などと同様に短期証や資格証を発行してはならないとされていた事項が廃止されまして、国保同様に扱われ、滞納した場合は、一時窓口で全額自己負担扱いとなり、さらに診療報酬が定額制になり、受けられる医療に制限を設ける方針といわれ、高齢者にとって一層過酷な給付の削減と負担増により、診療抑制を強いられる懸念が生じております。

また、この広域連合自体も、国が法律で設置し、全市町村に加盟を義務付けて、脱退も認めないなど非常に強権的なやり方になっており、議員配分の運営システムにつきましても、民意が今後どのように反映されるか、大変不透明であります。

全国知事会は、この制度の公費負担について、国の負担のみを軽減するような地方への負担転嫁ではあってはならない。後期高齢者医療制度の設計、維持に責任を負う国の応分の負担を求める声明を今年1月に出しております。

先日、県医師会常任理事の内田一郎氏は、新聞紙上で、データを基に、日本の医療費は国際的にも平均的で、近年は、ほぼ横ばい状態であり、GDPに対する総医療費支出の国際比較でも18位と、突出して高いわけではなく、性急な負担増の必要はないと指摘をされております。

このことから、国保会計の赤字の根本原因は、国が国庫負担の割合を大幅に削減したこと。そし

て、また、欧米の倍額とも言われる薬価にあることは明らかであり、これまでも、老人医療費は、無料から雪だるま式に近年負担増になってるなかで、新たに後期高齢者医療制度を設け国民や自治体に負担を求め、国の負担割合を減らすことが狙いであり、これは全く本末転倒の国策であり、制度の抜本的見直しを求める観点から、反対討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 討論を続けます。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭であります。

私は第81号、86号議案に反対討論、請願第1号については、賛成討論をいたします。

その前に、冒頭、議長から、『みんなの高田』の記事の内容について、

（「おいおい外れちょうじゃねえか」の声あり）

注意の発言がありましたけれども、私の

○議長（菅 健雄君） 大石議員、大石議員に申し上げます。

○40番（大石忠昭君） なんら干渉することはないと思っております。

（「打ち切りない、議長」の声あり）

そのような注意については、抗議をいたします。

それでは、最初は、第81号の一般会計の補正予算についてでありますけれども、今回の補正の大半は、一般職員の退職金手当についてでありまして、これらについては当然賛成でありますけれども、あとで討論をいたします、広域連合設置の関連がある、いわゆる負担金が計上されておりますので、これらについては反対するものであります。

次が第86号議案、大分県後期高齢者医療広域連合の設置に関する議案についてであります。

これは、今年の6月の国会で自民党、公明党が強行成立させた医療改悪法に基づいて、2008年4月から75歳以上の高齢者を対象にして、新たな医療保険制度をスタートするために、いよいよ大分県でも協議をする、協議をしたいという議案であります。

11日の議案質疑の中でも明らかになりましたように、75歳以上のお年寄りは、現在、国民健康保険、社会保険などそれぞれ保険に入っておりますけれども、それがすべて脱退をさせられ、大分県が1つの保険に加入をさせられることになり、問題なのは、この制度が実施されることにより、市内の75歳以上の高齢者、数字では5,098名と言われましたが、この中で、現在、子どもなどの扶養ということで社会保険などに入っており、保険料を納めなくても済む方、この

方々が、今回、強制的に保険料を負担させられることとなります。2年間だけは、激変緩和措置が取られまして、規定の保険料の半額ということになりますけれども、それでも、全然負担ゼロから新たな負担ということで、その方については、特に負担が重くなるということになります。しかも、今回添付されております規約あるいは説明でも、定数が26名で、豊後高田の場合は1名の議員が選出されまして、その議員も間接選挙で選出されると、そういう議員で構成される議会になりますけれども、その広域連合の審議の内容が本当にこの後期高齢者の目線で議論ができるのか。むしろ、豊後高田から1名ぐらいの議員では、もう国の言いなりで、まあ医療費が上がればどんどん保険料も上げるという、そういう機関になるのではないかと危惧するところであります。

で、介護保険については、3年に一度の改定で保険料が改定されてきましたけれども、この医療制度は、2年に一度の改定で、問題なのは、75歳以上のお年寄りの医療費が増えれば増えるだけ、いまのところ5対5なんですけれども、その割合がどんどん変わることになりますし、まあ、独自に医療費は保険料の値上げにつながりますし、同時に、医療の抑制にもつながるという内容になってるかと思うんです。

よって、新たに高齢者に負担を強制するような制度の導入を許すことはできませんので、反対するものであります。

次は請願についてですけれども、賛成が少数ということで、不採択になったという委員長報告を聞きまして、いま質疑の中でも、審議の内容についても若干わかってきたわけなんですけれども、問題は、この請願の趣旨をやはり議員の皆さんがどう理解するかということが、審議の一番の鍵ではないかと思うんです。それは、いま、国の税制制度が改悪されまして、特に、今年から、お年寄りにとっては、年金が若干減っておっても、控除が縮小されたり、あるいは廃止をされたことによって住民税が跳ね上がる。それに連動して、国保税も所得が増えたということで国保税が上がる。介護保険料も一段階上に上がるとかですね、それから、いまの不景気の中で、商売やっておってもなかなか収入が増えず、もう本当に商売してる割に国保税が高いと、もう嘆きの声が本当に多うございます。

よって、先般もNHKで特集をやっておりましたけれども、全国で国保税の滞納者は、世帯数の約2割と。2割の世帯がもう滞納せざるを得ないところまで追い込まれています。

よって、滞納者が増えれば増えるほど収納率が低いということで、国からペナルティがかけられて、市町村の国保会計にも支障を来しています。そこで、いま、全国で実施されてるのが、市町村

独自の減免制度を充実させようと。本当に生活が苦しい人については、条例とは別に、もう1つ要綱を作って減免制度をやろうということで、大分県内でも次々やっています。宇佐市でもとうとう実現できることになりました。

よって、今回、この請願は、5団体が大分県下の各自治体を回って、なんとかその市民の実態を考慮していただいて、国民健康保険税や介護保険料の減免制度を作ってくれ、あるいは作ってるところは、内容を充実させてくれ。それから介護保険の利用料についても、市独自の減免制度を作ってほしいという請願でありますので、私たち議員が本当にいまの市民の立場に立つならば、これは、この議会で採択をしていただきたいと思うわけです。実現できるかどうかというのは、あとは市長のこれは権限です。執行権というのは執行部しかありません。で、豊後高田につきましては、障がい者のこの利用料の軽減については、市独自で要綱を定めました。議会の議決事項ではありません。要綱で実施しています。この種の介護保険についても、国民健康保険についても、障がい者と同じように市長が要綱を定めれば、この1月1日からでも実施できることになっていますので、任期中に実現できないなどと決め付けないで、大いに市民の声に応えてですね、議会もその実現のために努力をする。執行部にもその旨を働きかけるべきじゃないかと思い、意見を述べですね、ぜひ、皆さんが、私の反対討論した内容については、反対の態度、賛成討論をされた請願については、ぜひ賛成いただきますよう、ご賛同をお願いいたします。討論終わりたいと思います。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

(「討論あります」の声あり)

(「討論は通告出さな悪いんじゃねえんな」の声あり)

○議長(菅 健雄君) ほかに討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 24番近藤今朝則でございます。私は、社会文教委員長報告の第86号議案、大分県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について並びに請願第1号、国保・介護保険の保険料・利用料減免制度の創設と拡充を求める請願書について、賛成討論いたします。

最初に、第86号議案についての賛成の主たる理由は、社会文教委員長の審査経過及び結果報告のとおり、私も社会文教委員の一人として、本会議における市長の提案理由説明はもとより、本会議での質疑事項などの執行部の答弁など、本委員会としての議案審査のための質疑の中で、慎重審

査されてきたもので、私も、私なりの質疑をしてきたところでありますが、ただ今の社会文教委員長の報告のとおり、第86号議案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決してきたところでありまして、この間、社会文教委員としての、先に反対討論されました岡部委員の反対討論もありましたが、要は、第86号議案についての提案理由説明のとおり、高齢者医療確保法第48条において、市町村は、後期高齢者の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとする、と定められており、また、健康保険法等の一部を改正する法律附則、老人保健法の一部を改正に伴う経過措置第36条においても、当該広域連合を平成18年度の末日までに、すべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされており、いわば、各全市町村が加入する義務があり、このための本規約を制定することが各市町村の役割であり、大分県下18市町村長の連盟で、大分県知事に認可申請することにおいて、仮に本市が同意できなかった場合、県は受理することにならないだけに、他市町村に迷惑がかかることになるなど、いわゆる大分県下11市3町1村で組織する広域連合設置義務が課せられているという認識の上に立って、これが平成20年4月1日の実施に向けての準備手続き上の協議についての第86号議案として受け止め、賛成多数をもって、可決すべきものと決したところであり、なにとぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

次に、引き続き、請願第1号、国保・介護保険の保険料・利用料減免制度の創設と拡充を求める請願についての不採択とすべきものと決定した請願について、賛成討論をいたします。

請願第1号については、社会文教委員長報告のとおり、私も社会文教委員として慎重に審査されてきた経過及び結果でありまして、私もその際、不採択とすべきものと決することについての賛成意見を申し上げてきた私なりの理由を申し上げます、議員各位のご賛同を賜りたいわけでありまして、

その理由の1つは、請願事項の2項目の、国保税の減免と利用料の減免制度、介護保険料の減免、利用料の減免制度がない自治体は作ってください。いま1つは、国保税、介護保険の保険料、利用料の減免制度を作っている自治体は内容を拡充してください。というようなことでありまして、これに賛同の紹介議員の大石議員の説明に対する質疑及び執行部の小野保険年金課長からの本市の状況の説明に対する質疑を通して、特に言うことは、本市には介護保険料の減免制度はないので作ってください。また、本市の現行の国保税、利用料の減免制度の内容を拡充してくださいという請願の趣旨であるとの大石議員の説明に対

12月20日

し、執行部の小野保険年金課長の説明では、本市には、現に、国保税、介護保険の保険料、利用料の減免制度はありますということであります。

いま1つの理由は、本市議会先例集の中での請願、陳情の取り扱いとして、陳情書については、その写しを議会において配付のみとする。請願については、速やかに審査し結論を出すものとする。採択するに当たっては、願意が妥当で、それなりの実現の可能性の高いもの、少なくとも議員任期中に実現が図られるものとする。また、請願の処理経過及び結果報告は、議員任期中に採択したものに限る。ことなどの先例によっても、今期議会の任期は、来年の2月末日であり、本定例会が最後となるためにも、慎重に審査の過程で、委員全員の十分な意思疎通を図る上で、休憩を取るなどのなかで、現行の本市のすべての減免制度の充実を図るうえにおいては、依存財源にも限度があり、ことに本市行政改革大綱の実施等厳しい財政状況の中で、継続審査とすることにしても、今期議会の任期満了によって審議未了となることから、また、採択とすることにしても、会期不継続の原則及び一時不再議の原則のうえで、次期議会任期中に再度提出によっては、慎重に審査できることなど、大多数の意見集約の上、その際、私も反対討論をしてきた一人として、表決の結果、請願第1号については、不採択とすべきものと決することに決したことに対し、ご理解を賜り、社会文教委員長報告のとおりなにとぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

(「議長、請願に対する賛成討論できますか」の声あり)

○議長(菅 健雄君) 5番岡部議員に申し上げます。

通告による討論を一度しておりますので、討論は1回という原則がありますので、ご了承願います。

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

初めに、請願第1号を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、可とすることについて採決いたします。

本件は、採決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(やりとりあり)

○議長(菅 健雄君) 原案に対する採決を採っています。

もう一度申し上げます。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、可とすることについて採決いたします。

本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(やりとりあり)

○議長(菅 健雄君) いま申し上げたとおりです。

もう一度申し上げます。

本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(菅 健雄君) 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定をいたしました。

おはかりいたします。

次に、お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第81号議案及び第86号議案を除く各議案及び報告は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で、反対のありました第81号議案及び第86号議案を除く各議案及び報告は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第81号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第81号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。

よって、第81号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第86号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第86号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。

よって、第86号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(菅 健雄君) 日程第2、議案第2号及び議案第3号を一括議題といたします。

○議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 議会運営委員長の近藤でございます。提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号「豊後高田市議会委員会条例の一部

改正について」は、在任特例適用期間終了後、議員定数が41名から22名に減少することに伴い、各常任委員会及び議会運営委員会の委員定数を改正するものです。

議案第3号「豊後高田市議会会議規則の一部改正について」は、地方自治法の改正により、法の引用条項が繰り下げられることに伴い所要の規定の整備を行うものです。

以上本議案については、何とぞ慎重審議のうえ、ご協賛下さいますようお願いいたします。

○議長(菅 健雄君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 提案者にお尋ねいたしますが、報告の議題の3号のほうなんですけれども、豊後高田市では、行政改革でもう来年4月からはそれぞれ課の統廃合が予定されてると思うのですね、この分については、まあいまやなくても、新しい議会でね、その行政改革の実施状況を踏まえて改正して、したほうが的確にですね、改正できるんじゃないかと。ここで改正しておっても、もう1回やらないかんことになるんじゃないかと思うのでね、いま慌ててここでやる必要はないんじゃないかと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長(菅 健雄君) 24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) ただ今の40番議員の質疑にお答えいたします。

この議案につきましては、皆さんご承知のとおりですね、地方自治法の109条の2第3項第4の規定によりまして、議会の会議規則、委員会条例に関する条例等に関する事項はですね、議会運営委員会が提案するというようになっておりますので、議運ですね、議運を開いたのが、18年の11月29日です。その協議の結果ですね、私は質疑にお答えいたしたいと思います。

提案のとおりであります、ただ今の施行期日の関係、ご承知のように、大石議員ご承知のように、これ私見が入るわけじゃありません。告示がですね、2月11日の18日の選挙ということで、3月1日からの施行になっている理由を申し上げます。

ということは、議会が選挙がありますと、あとですね、やっぱり議会を招集し、正副議長を決める、常任委員会を決めるということは、何よりも

優先的な議会内部の構成でございます。そういう意味で、施行期日から申しまして、大石議員さんの質疑ということになりませんので、その点ご答弁申し上げます。

○議長(菅 健雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号及び議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長(菅 健雄君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成18年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健雄

豊後高田市議会議員 河野 正春

〃 山本 博文